



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 1

**公 告**

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁県立学校教育課）…………… 3

**病院事業局事項**

- 沖縄県病院事業局職員章はい用規程を廃止する訓令…………… 3

**公安委員会事項**

- 検定合格者審査の実施…………… 3

**選挙管理委員会事項**

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更…………… 5
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し…………… 5

**収用委員会事項**

- 沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則…………… 5

**正 誤**

- 平成30年5月29日付け公報号外第18号中訂正…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和元年5月31日から同年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字高江77番1から 東村字高江77番1まで	17.2m ～ 19.5m	19.0m
新	東村字高江77番1から 東村字高江77番1まで	17.3m ～ 21.2m	19.8m

### 沖縄県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和元年5月31日

から同年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字屋部1248番1から 名護市字屋部1243番1まで	13.8m ～ 74.7m	97.6m
新	名護市字屋部1248番1から 名護市字屋部1243番1まで	13.8m ～ 74.7m	97.6m

### 沖縄県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和元年5月31日から同年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 128号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南風原町字津嘉山後原32番地1から 南風原町字津嘉山前原706番地まで	9.4m ～ 19.6m	300.0m
新	南風原町字津嘉山後原32番地1から 南風原町字津嘉山前原706番地まで	9.4m ～ 25.9m	300.0m

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月23日 沖縄県指令土第376号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市知花四丁目1506番1ほか60筆
- 3 公共施設の種類の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路及び水路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北谷町字桑江251番地2 株式会社アイムホーム 代表取締役 渡久川剛
- 5 検査済証番号 令和元年5月14日 第4558号
- 6 工事完了年月日 平成31年4月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年9月18日 沖縄県指令土第698号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津453番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市安波茶二丁目4番6-302号山内アパート 糸数智啓
- 5 検査済証番号 令和元年5月16日 第4559号
- 6 工事完了年月日 平成31年4月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立水産高等学校漁業実習船建造工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁県立学校教育課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札を決定した日 平成31年4月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 新潟造船株式会社 新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額 2,278,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成31年3月15日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県病院事業局職員章はい用規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年5月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 沖縄県病院事業局職員章はい用規程を廃止する訓令

沖縄県病院事業局職員章はい用規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第3号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、令和元年5月31日から施行する。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第88号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和元年5月31日

沖縄県公安委員会

- 1 審査の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和元年7月12日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部6階601会議室
	2級	10人		

施設警備業務	1 級	10人
	2 級	10人
交通誘導警備業務	1 級	10人
	2 級	10人
貴重品運搬警備業務	1 級	10人
	2 級	10人

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1 級	規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者
	2 級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1 級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2 級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1 級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者
	2 級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1 級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2 級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験		実技試験	
科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
問題数	10問		

4 審査申請手続

(1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、令和元年6月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

(4) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

(7) (4)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

(3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安

全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。
- 6 その他
  - (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部6階で、受付を終えること。
  - (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
  - (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗り入れを禁止する。
  - (4) 審査についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定内容の変更があった。

令和元年5月31日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 社会医療法人葦の会オリブ山病院 (旧) 特定医療法人葦の会オリブ山病院	那覇市首里石嶺町4丁目356番地	平成31年4月1日

### 沖縄県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和元年5月31日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
介護老人保健施設いしかわ願寿ぬ森	うるま市石川3273番地2	令和元年5月17日
介護老人保健施設西原敬愛園	西原町字徳佐田159番地1	令和元年5月17日

## 収用委員会事項

沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

沖縄県収用委員会  
会長 友 利 聖 子

### 沖縄県収用委員会規則第1号

**沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則**

沖縄県収用委員会規則（昭和50年沖縄県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中第28号を第29号とし、第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

- (26) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第6項（同法第32条第6項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の発行

**附 則**

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

**正 誤**

平成30年5月29日付け公報号外第18号掲載の「漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定（沖縄県告示第256号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から31	0.102分	0.067分
4	上から32	55.453分	55.436分

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
--	---